



月刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043(222)7207 番

93.12/ No. 3726

労働千葉第16号(申入書)に対する回答及び見解

千葉支社

1 4月「ダイヤ改正」に関し、労働千葉に対しては、「現在東京とのスジの取り合いをやっている段階」「現在検討中」と回答しておきながら、その時点ですでに中野電車区において、千葉支社作成のダイヤが提示されており、JR東労組との間で、ダイヤ検討が行われていたことの経緯について、明確な釈明を行うこと。

行路等については、関係地方機関との間で、担当列車を含め数回の検討会を開催しているところであるが、現在調整中である。

なお、関係地方機関に確認したところでは、指摘のような事実はないと聞いている。

2 上記のとおり、団体交渉の場において虚偽りを述べる等、明らかな不誠実団交を行なったことについて、責任を明らかにし、謝罪すること。

行路等については、関係地方機関との調整を含め、現在検討中であることは事実であり、過日の団体交渉で説明した内容に変わりはない。

なお、団体交渉については、従来から誠意・誠実を以て臨んでいるところである。

3 4月「ダイヤ改正」に関して、上記のような対応が行われたことは、明確な不当労働行為であると考えるが、見解を明らかにされたい。

行路等については、関係地方機関との調整を含め現在検討中であり、労働時間、乗務キロ等については、精査でき次第提示する考えである。

4 表記のような、不誠実団交、不当労働行為の経過をふまえ、別紙ダイヤについては撤回し、組合要求に基づいて、ダイヤを作成すること。

別紙ダイヤについては、検討過程における一試案である。

行路等については、関係地方機関との調整を含め現在検討中であり、労働時間、乗務キロ等については、精査でき次第提示する考えである。

4月ダイヤ改をめぐり 「検討中」と ウソの団交!

東京では、ダイヤが提示されてきた。

「日刊」三七二三号で既報のとおり、労働千葉は、一月十三日、①三四月ダイヤ改の具体的労働条件の速やかな提示、②同ダイヤ改における懸案諸要求の解決、③事前に各現場代表とダイヤ検討を行う仕組みの確立、④総武緩行線・快速線の業務分担の適正化を求めて、千葉支社との団体交渉を行なった。この場での回答は、「現在検討中」「東京との間でスジの取り合いをやっている段階」「具体的な内容については、いつ提示できるかメドがたっていない」「現場の声は現場長を通して吸い上げているので、ダイヤ検討を行なう必要はない」という、木で鼻を括ったよう

なものであった。

ところがその後、この団交が開かれた数日前に、中野電車区においては、中野のダイヤと共に、千葉支社運輸部事務課作成の習志野運輸区の四・一〇ダイヤ改のBダイヤが提示され、ダイヤ検討が行なわれていたことが明らかとなったのである。しかも、この「ダイヤ」は、増発分の業務が、全て東京持ちとなっており、事実上の新たな業務移管というべきものである。

労働千葉に対しては、団体交渉で、「現在検討中」などと嘘をつきつつ、東京のJR東労組とはダイヤ検討を進めるなどというやり方は、明白な不誠実団交であり、不当労働行為である。これは、労働組合の根幹にかかわる問題だ。断じて容認することはできない。

ひらき直り
シンドロモドロ

労働千葉は、この問題について、一月十七日、千葉支社に対し緊急に申し入れを行い、事実の釈明と責任の明確化、謝罪を求めた。ところが、十九日に行なわれた団交での千葉支社の回答は、別紙のとおり、現に起きている事態を、「指摘のような事実はない」としてひらき直ったのである。

しかし、真実を嘘でぬり固めることはできない。千葉支社は、「指摘のような事実はない」と称しながら、「現に(検討中のダイヤが)何らかのルートで流れたことは遺憾に思っている」「(ダイヤ改にあたって)東京がどのようなやり方で現場の声を吸い上げているかは解らない」「逆説的に言えば、

東運共通通達 第 号 平成 5年 4月 10日 ヨリ実施

Bダイヤが重要な労働条件であることをはじめて認める。

この間の幾たびかのダイヤ改をめぐり交渉のなかでも明らかとなり、千葉支社は、「Bダイヤは団体交渉の事項ではない」と等と称しながら、職場にダイヤを提示する段階になって、はじめて確定したものと組合にも提示するといふ対応を繰り返してきた。この日の団交のなかでは、千葉支社だけがこのような頑なな不誠実団交・不当労働行為を繰り返していることについて、明確な証拠を突きつけられ、JR以降ははじめて、Bダイヤが重要な労働条件のひとつであること、今後は、現場で提示する前に労働組合に提案し、団交の議論を経た上で現場に提示することを認めたのである。

しかし、問題はこれで事が済んだ訳ではない。こんなことは、誰から言われるまでもなく、当然のこと、イロハのイのレベルの問題だ。今回の事態が不誠実団交であり、不当労働行為であることは、隠しようもない事実だ。そして、千葉支社は、これを嘘を重ねることによってひらき直ったのである。われわれは、このような対応を断じて許さない!

日刊労働千葉No.の訂正について
三七二三号を重複して発行したため、一月十八日付(三七二三号)↓三七二四号、一月十九日付(三七二四号)↓三七二五号と訂正します。